大東市 市民生活部 環境課

事業系ごみの処理について(ご案内)

平素は、本市の環境行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今年度の事業系ごみの処理については次のとおりとなります。その他、ご不明な点はお問い合わせください。

<注意点>

- ① 申込個数の変更及び廃止は、必ず前月までに来庁し、環境課で所定の手続きをお願いします。
- ② 45 深以上のごみ袋や、申込個数以上のごみ出しが続く場合は、取り残すことになります。
- ③ 処理手数料は、必ず納期限までに納めてください。滞納されるとごみ収集を停止いたします。
- ④ 納入通知書は、毎年5月末に1年度分(6期分)をまとめて送付します。全期分の納付書をお支払いただいた場合は、残りの納入通知書はお支払いせず、必ず破棄してください。
- ⑤ 安全なごみ収集のため、収集員が内容物を確認したり、カメラ等により記録することがあります。

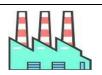
1. ごみの出し方について

市で収集できるごみは事務所から出る生ごみや紙ごみなど、一般家庭から 出る焼却できるごみに類したものになります。

- ① 45 次の透明または半透明の袋に入れ、<u>クチをしっかり結び</u>、<u>水分が多い</u> 場合は必ず水切りをして出してください。
- ② ごみは、必ず朝7時までに出してください。
- ③ <u>事業系の粗大ごみは、市では収集しておりません</u>ので、次の焼却場(東大阪都市清掃施設組合)にお問い合わせ・ご予約の上、事業者が自ら持ち込むか、焼却場に持ち込みできないごみは産業廃棄物許可業者などの専門業者で処理してください。また、粗大ごみ以外の、ふだん市で収集しているごみの持ち込みについても、事前にお問い合わせ・ご予約が必要です。

東大阪都市清掃施設組合(大東市と東大阪市、2市の焼却場です。)

- 住所 東大阪市水走4-6-25 処理手数料 90円/10kg
- 電話 072-975-5341(予約専用電話)



2. 事業系ごみに関する法律について

事業系ごみの処理は「法律」によって定められています。

事業活動に伴って生ずる廃棄物は、少量であっても事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条第1項)】

【産業廃棄物(市では収集できないごみ)について】

産業廃棄物とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で事業者の処理が義務づけられている「燃えがら・廃油・廃プラスチック・金属くず・ゴムくず・木くず(建設業・物品賃貸業の木くずや木製パレット)」などです(PPバンド、ビニールの梱包材、発泡スチロール等を含む)。これら以外のものが一般廃棄物(市で収集できるごみ)となっています。 産業廃棄物の処理については、**大阪府**の許可業者に委託してください。

〔産廃許可業者のお問い合わせ〕大阪府産業廃棄物指導課処理業指導グループ TELO6-6210-9564 〔産廃種別のお問い合わせ〕大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ TELO6-6210-9582

3. 事業系ごみの処理手数料(令和4年4月現在。月額制。収集運搬と処理に係る費用を含む。)

<u>申込個数等の内容に変更がある場合、必ず前月までに届け出をしてください。さかのぼって変更や廃止はできませんので、ご注意ください。</u>

個数	週2回収集	毎日収集(週6回)	個数	週2回収集	毎日収集(週6回)
1	1,320円	4,560円	6	7,920円	26,760円
2	2,640 円	9,1 20 円	7	9,240円	30,720円
3	3,960円	13,680円	8	10,560円	34,680円
4	5,280 円	18,240円	9	11,880円	38,640円
5	6,600円	22,800円	10	13,200円	42,600円

●処理手数料の計算方法

週2回収集=1個当たり1,320円

毎日収集=5個目まで:1個当たり4,560円

6個目から:1個当たり3,960円



(例)・週2回収集・1個 月・木曜日収集の地区:月曜日と木曜日に1個ずつ出して 月額 1,320 円

・毎日収集・1個 すべての地区:月~土曜日に1個ずつ出して 月額 4,560円

4. 収集曜日、年末・年始のごみ収集について

ごみの収集個数は、<u>年末・年始も申込</u>

個数分のみの収集となります。

12/31及び1/4の収集は、「年末・年始の臨時ごみ収集(有料)」のお申し込みが必要です。

年末・年始の臨時ごみ収集(有料)

12/31~1/4は通常収集はありませんが、 臨時ごみ収集を<u>12/31</u>・<u>1/4</u>に実施します。 (11/30までに申込要)

週2回収集の日程

<u> </u>	と自然来の自住							
	年末 年始		収集地区(日程ごとの50音順)					
	12月 1月 29日(木) 5日(木)		【月・木曜日収集の地区】 赤井、曙町、泉町、栄和町、扇町、大野、北楠の里町、御供田、御領、 幸町、三洋町、新町、末広町、住道、大東町、太子田3丁目、谷川、 津の辺町、中垣内7丁目、中楠の里町、南郷町、西楠の里町、灰塚、 浜町、氷野、平野屋、平野屋新町、深野、深野北、深野南町、朋来、 三住町、緑が丘、南楠の里町					
	12月 30日(金)	^{1月} 6日(金)	【火・金曜日収集の地区】 明美の里町、学園町、川中新町、北新町、三箇、新田地区、 太子田1・2丁目、龍間、寺川、大字中垣内、中垣内1~6丁目、錦町、 野崎、大字北条、北条、南新田、南津の辺町、諸福					

毎日収集の日程【月~土曜日収集】

年始		
^月 5日(木)		

くお問い合わせ>

大東市 市民生活部 環境課 環境衛生グループ ごみ対策担当 TEL 072-870-9265 (直通) FAX 072-870-9608

5. 一般廃棄物(ごみ)処理申込書の提出について

ごみが申込個数より多く出る場合や少なくなる場合、収集の廃止又は一時停止をする場合は、**必ず前月までに来庁し、環境課の窓口で一般廃棄物(ごみ)処理申込書(新規・変更・廃止)の届け出をしてください。** 届け出が遅れても、さかのぼって変更することができませんのでご注意ください。

※申込書は複写式で、窓口で配布しております。押印不要です。

		太	云わくの中だけ書いてください。	8				
一般廃棄物(ごみ)処理申込書								
大	(新規・変更・廃止) 東 市 長 様 下記について、	年	年 月 日	課長代理				
住 所	大東市	地図(収集場所)						
会社名(店名)	TEL FAX			上席主査				
	飲食店・事務所・その他()							
氏 名 収集回数	毎 日・週2回 (・ 曜日)			担当				
ポリ袋 (45ℓ) 個数	(排出物) 紙類・厨芥類 個 その他 ()							
新 規	月額 円 鑑札番号()	委		9				
変更	月額 円から 円	託						
	月額 △ 円	者						
1. 環境課用								

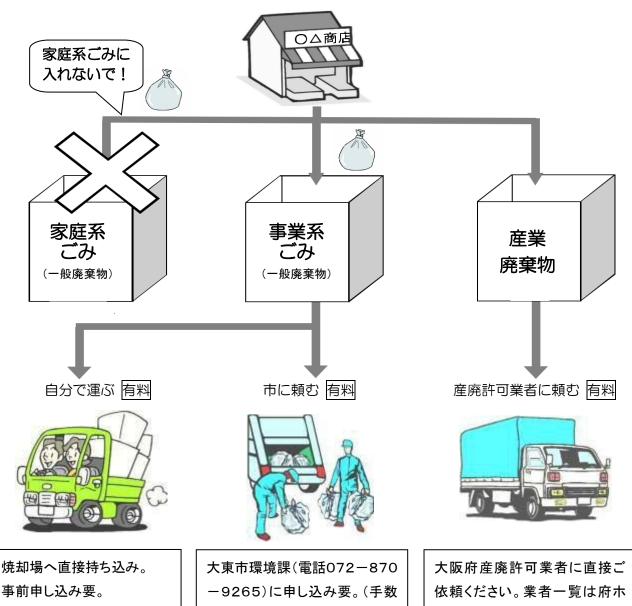
6. 注意事項など(一般廃棄物(ごみ)処理申込書の裏面の記載内容)

手数料は2カ月ごとに ごみ収集の協力についてお願い 手数料は、郵送します納付書により2ヵ月に一度ず 次のことについて、事業者の方々の尚一層のご協力 つ大東市指定金融機関又は収納代理金融機関の本支店 をお願いします。 の窓口でお支払いください。 必ずポリ袋に入れてください 手数料は月単位です 当市では、ごみを入れるポリ袋は45ℓ(透明または半 手数料は、月半ばで廃止されてもその月分の料金は 透明)のものを指定しています。袋に入っていないごみ 必要ですのでご了承ください。 は悪臭・飛散の原因になりますのでご協力ください。 • ごみ置場の前に車など止めないで 申込みはきっちりと ごみ収集ができなくなります。ごみ置場の前にバイク 申込み量以上に多く出る場合や少ない場合は変更の や車などを止めないよう注意して下さい。 届出を、またごみ収集を止める場合は必ず事前に廃止 の届出をしてください。届出があるまで手数料は必要 特に申込み量以上ごみを出された場合は残していく ことがあります。 ごみは当日の朝7時までに ごみは必ず当日の朝7時までに出して下さい。

くお問い合わせ>

大東市 市民生活部 環境課 環境衛生グループ ごみ対策担当 TEL 072-870-9265 (直通) FAX 072-870-9608

事業系ごみの出し方

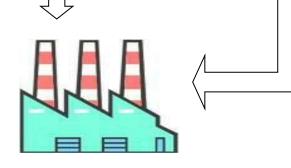


事前申し込み要。

●手数料=10kg当たり90円

料は収集方法で異なります。)

ームページをご参照ください。



東大阪都市清掃施設組合 **5**072(962)6021

- ※事前予約が必要です
 - **5**072(975)5341
- ※ごみの種類や量等によって 制約がありますので、搬入 前に確認してください。

